

議案第 32 号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例

宝塚市農業共済条例（昭和 42 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「農業災害補償法」を「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 74 号）による改正前の農業災害補償法」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「農業災害補償法施行規則」を「農業災害補償法施行規則の一部を改正する規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）による改正前の農業災害補償法施行規則」に改める。

第 70 条の 12 中「種別をいう。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 法施行規則別表のプラスチックハウスⅡ類の区分に属する特定園芸施設に係る園芸施設共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、第 2 条に規定する区域の属する地域に係る法第 120 条の 23 第 3 項の園芸施設危険段階基準共済掛金率と同率とする。

第 70 条の 13 第 1 項中「園芸施設共済の共済掛金率」の次に「、各危険段階に属する園芸施設共済加入者の氏名又は名称（園芸施設共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下この条において同じ。）及び住所」を加え、同条第 2 項及び第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、兵庫県知事の認可のあった日又は平成 30 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第70条の12の規定は、平成30年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。